

「国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解の件」について

1. 事件の概要

H29.7.22 の豪雨により、母恋橋架替工事中に設置した仮排水工付近が溢水し、アルファマート店舗に浸水被害が生じたため、本市に本件仮排水工の設置・管理に瑕疵があったなどと主張し、浸水による損害として、営業損害金 1557 万 7644 円、冷蔵・冷凍庫購入費用 76 万 1940 円など計 **1970 万 6906 円**を支払うよう求めるもの (R2.9.1 訴訟提起)

2. 和解勧告案の概要

令和 4 年 5 月 9 日に、裁判所から以下のとおり和解の勧告があった。

- (1) 仮設置物の安全性は、過去の最高裁判例を参考に、自然的条件、社会的条件、財政的、技術的及び社会的諸制約等の諸事情を総合的に考慮して判断されると考えられる。
- (2) これらの各事情については、設置者である被告から相応の主張立証が求められるが、当初設計から流量を増工する設計変更があったことなどから、当初設計に一定の不備が考えられることや、まだ被告の主張立証を尽くした状況には至っていないことから、現時点では安全性が具備されていると判断することは難しい。
また一方で、請求の大半を占める営業損害金は、現時点で原告側が十分に立証できているとは認められず、被告・原告双方に更なる主張立証の追加が必要と考えられ、今後相当の時間が必要であることが明らかである。
- (3) 営業損害金以外の実損部分については、今後の主張立証の追加等により被告の瑕疵が認められる場合に、被告に一定程度の責任が認められる可能性も考えられる。
- (4) 以上の点を踏まえると、被告側の主張立証に係る負担・リスクと原告主張の損害のうち認められる可能性が考えられるものの金額などを総合的に考慮し、紛争の早期解決の観点から、**被告が原告に対し、270万円を支払う旨の和解を勧告する。**

3. 和解案に対する市の考え

市としては、以下の理由により**本和解案を受け入れることとしたい。**

- (1) 市としては瑕疵はなく賠償責任がない旨を主張しているが、裁判所から一定程度市側の責任も認められる可能性が示されていること。
- (2) 既に訴訟開始から 1 年半 (溢水発生から 5 年弱) が経過し、和解案を受けずに訴訟を継続した場合、さらなる長期化が想定されるが、市内業者との長期にわたる訴訟継続は市としても望ましいものではないことから、早期かつ根本的な解決を図るという趣旨において当該和解案を受け入れる余地があること。